

不正薬物の摘発が急増（前年比約2.2倍）

—名古屋税関における不正薬物などの取締り状況—

令和4年に名古屋税関管内の空港や港湾等において、不正薬物の密輸入その他の関税法違反事件を取り締まった実績をまとめましたのでお知らせします。

1.不正薬物^{*1}の摘発状況

- 不正薬物は68件を摘発し、35,429g及び4,250錠を押収
- 覚醒剤は約104万回使用相当量、末端価格約18億円分を押収
- 覚醒剤摘発件数25件は、本発表を開始した平成20年以降最高

不正薬物の密輸入は、摘発件数（前年比約2.2倍）、押収量（同約2.3倍）ともに昨年と比べて増加しており、依然として深刻な状況にあります。

【ポイント】

- ① 社会悪物品の摘発状況では、覚醒剤は摘発件数25件（同5倍）、押収量約31,250g（同約4.3倍）で、末端価格約18億4,375万円、麻薬のうちケタミンは摘発件数4件（同4倍）、押収量2,764g（同約9倍）と増加しています。覚醒剤は主に欧州、北米及びアジアを仕出地域とし、ケタミンはアジア及び欧州を仕出地域とするものとなっています。
- ② 密輸形態別では、国際郵便物47件（同約1.7倍）及び航空貨物17件（同8.5倍）と大幅に増加しています。また、航空機旅客の摘発は令和4年上半期にはなかったが、下半期には2件発生しています。新型コロナウイルス感染症に係る水際措置が見直され、入国者が増加することで、不正薬物が持ち込まれるリスクが更に高まる可能性があることから、当関では警戒を強めていきます。

*1 不正薬物とは、覚醒剤、大麻、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物^{*2}を指します

*2 指定薬物とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する指定薬物を指します

2.金地金の摘発状況

摘発はありませんでした。

金地金の市場価格は高止まり傾向であり、引き続き取締りを強化していきます。

本件に関するお問合せ先
名古屋税関 税関広報広聴室
電話：052-654-4008
e-mail:nagoya-somu-koho@customs.go.jp

(資料1) 社会悪物品の摘発実績

種類	年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	前年比
		件	6	15	3	5	25
覚醒剤	g	346,332	13,157	2,188	7,283	31,250	429%
大麻	件	11	6	2	10	7	70%
	g	294	17	7	4,492	1,048	23%
大麻草	件	7	2	1	6	3	50%
	g	163	2	7	4,454	21	0%
大麻樹脂	件	4	4	1	4	4	100%
	g	131	15	0	38	1,028	26.9倍
麻薬	件	6	6	5	9	13	144%
	g	590	179,121	5,941	1,604	2,822	176%
	錠	214	0	5,971	9,809	3,949	40%
コカイン	件	3	3	3	1	-	-
	g	588	179,105	5,366	287	-	-
MDMA等	件	1	-	2	6	3	50%
	g	2	-	575	1,002	-	-
	錠	-	-	5,971	9,809	3,949	40%
ヘロイン	件	-	1	-	-	-	-
	g	-	2	-	-	-	-
ケタミン	件	-	2	-	1	4	400%
	g	-	14	-	298	2,764	926%
その他の麻薬	件	2	-	-	1	6	600%
	g	-	-	-	16	58	355%
	錠	214	-	-	-	-	-
向精神薬	件	-	-	-	-	1	-
	g	-	-	-	-	-	-
	錠	-	-	-	-	301	-
指定薬物	件	5	2	-	7	22	314%
	g	782	127	-	2,297	308	13%
合計	件	28	29	10	31	68	219%
	g	347,998	192,423	8,136	15,676	35,429	226%
	錠	214	0	5,971	9,809	4,250	43%
銃砲	件	-	-	-	-	-	-
	丁	-	-	-	-	-	-
拳銃部品	件	-	-	-	-	-	-
	点	-	-	-	-	-	-

(資料2) 金地金の摘発実績

	年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	前年比
		摘発件数	24	-	2	1	-
摘発数量	g	62,194	-	18,501	34	-	全減

- (注) 1.税関が摘発した密輸入事犯の他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
2.覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計、大麻樹脂は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を、MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。
3.端数処理のため数値が合わないことがある。
4.数量の表記について、「0」とは0.5g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。
5.令和4年の数値は速報値である。

(資料3) 不正薬物の密輸形態別摘発件数

(件)

形態別	年					前年比
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
航空機旅客による密輸入	10	17	1	1	2	200%
国際郵便物を利用した密輸入	13	8	8	28	47	168%
商業貨物等を利用した密輸入	5	4	1	2	17	850%
	航空貨物	4	3	1	2	850%
	海上貨物	1	1	-	-	-
船員等による密輸入	-	1	-	-	2	全増
合計	28	29	10	31	68	219%

(注) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

(資料4) 摘発事例の紹介 (不正薬物)

事例① (4月に中部外郵出張所で摘発した事例)



メキシコ来郵便物に隠匿された活性炭素に模した覚醒剤約 1,704 グラムを摘発

事例② (4月に中部外郵出張所で摘発した事例)



大韓民国来郵便物に収納されたペットフード袋内に隠匿されたMDMA 1,997 錠を摘発

事例③ (5月に中部外郵出張所で摘発した事例)



ベトナム来郵便物に収納された菓子袋内に隠匿されたケタミン約 75 グラムを摘発

事例④（5月に中部外郵便出張所で摘発した事例）



オランダ来郵便物に収納された茶色封筒内に隠匿された指定薬物 合計約 25 グラムを摘発

事例⑤（12月に中部外郵便出張所で摘発した事例）



ベトナム来郵便物に内に収納されたサンダル踵部分に隠匿されたケタミン約 50 グラムを摘発